

後期高齢者医療制度



個人ごとの保険料額や納付方法については、7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

平成 24・25 年度の
保険料率が決定！

■保険料率

	平成 24・25 年度	平成 22・23 年度
均 等 割 額 (一 人 あ た り)	4 6 , 0 0 3 円	4 3 , 9 2 4 円
所 得 割 率 (所 得 に 対 し て)	9 . 1 4 %	8 . 2 3 %

■兵庫県の平成 24・25 年度の保険料の計算方法

$$\text{保険料 (年額) (上限 55 万円)} = \frac{\text{均等割額}}{46,003 \text{ 円}} + \frac{\text{所得割額}}{(\text{総所得金額等} - \text{基礎控除額 } 33 \text{ 万円}) \times \text{所得割率 } 9.14\%}$$

■所得の低い方の保険料額の軽減について

次の方は、平成 23 年中の所得に応じて平成 24 年度の保険料額が軽減されます。軽減割合は、平成 23 年度と同じ割合です。

①均等割額

被保険者と世帯主の総所得金額等が次の基準以下の世帯		軽減割合と軽減後の保険料
基礎控除額 (33 万円)	被保険者全員の各所得が 0 円 (年金所得は控除額を 80 万円として計算)	9 割 保険料 4,600 円 / 年
	上記以外	8.5 割 保険料 6,900 円 / 年
基礎控除額 (33 万円) + (24.5 万円 × 被保険者である世帯主を除く被保険者数)		5 割 保険料 23,001 円 / 年
基礎控除額 (33 万円) + 35 万円 × 被保険者の数		2 割 保険料 36,802 円 / 年

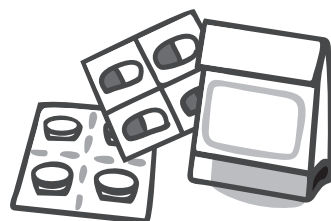
②所得割額

所得割額算定にかかる所得 (総所得金額等 - 基礎控除額 33 万円) が 58 万円 (年金収入のみの場合は 211 万円) 以下の方は所得割額が 5 割軽減されます。

③後期高齢者医療制度加入前に会社の健康保険等の被扶養者だった方

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方は、当分の間、所得割額はかからず、均等割額が 5 割軽減されます。さらに、特例として、平成 24 年度は均等割額が 9 割軽減され、年額 4,600 円となります。なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象になりません。

☎ 国保・医療課 (氷上保健センター内) ☎ 8 2 - 6 6 9 0
☎ 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎ 0 7 8 - 3 2 6 - 2 0 2 1



「対象」
市内に住民票があり、居住されている 70 歳以上の方で、次の①から④のすべてにあてはまる方
①自動車運転免許証をお持ちでない方
②特別養護老人ホームなどの施設に入所中 (または病院に入院中) でない方
③ (ア)・イのどちらかにあてはまる方
ア 市民税非課税世帯に属する方
イ 市民税課税世帯に属するが、対象者本人が市民税非課税であって課税年金収入額と所得金額の合計が 80 万円以下の方
④おでかけサポート事業 (福祉送迎サービス事業) に登録されていない方
「助成内容」
①タクシー券がバスカードのどちらかを選択してください。
② (A)・(B) の対象者の方で助成額が違います。
(A) 介護保険の要介護認定・要支援認定のある方
タクシー券 1 枚 620 円を年間 24 枚、あるいはバスカードを年額 16,360 円

高齢者外出支援事業
〜福祉タクシー券、バスカードを交付します〜

(B) 介護保険の認定のない方
タクシー券 1 枚 300 円を年間 24 枚、あるいはバスカードを年額 7,920 円
「申請方法」
介護保険課 (春日庁舎内)、市役所市民課各支所にある申請書に必要事項を記入の上、提出してください。申請は、4 月から翌年 3 月までの期間受け付けています。この期間に 1 回限りの交付となります。
☎ 介護保険課 (春日庁舎内) ☎ 74 - 0368

おでかけサポート事業 (丹波市福祉送迎サービス事業)

市が登録を認めた方が利用できる福祉車両などを使った外出支援サービスです。福祉タクシー券 (バスカード) との併用はできません。
「送迎範囲」 市内
「送迎内容」 医療機関への通院、買物など生活に必要な外出
「運行日時」 土・日、祝日、年末年始を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時
※ 予約の状況次第では利用できない場合があります。

※ 送迎内容により利用回数に制限があります。
「登録対象」 市内に居住し、次の①から⑤のどれかにあてはまり、⑥から⑨のすべてにあてはまる方
① 介護保険要介護認定者で要介護 3 以上の方
② 18 歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、1 級 1 種〜4 級 1 種に該当する方
③ 18 歳以上で療育手帳をお持ちの方
④ 18 歳以上で精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
⑤ ①または②と同様の状態と市が確認できる方
⑥ 今年度「福祉タクシー券 (バスカード)」の交付を受けていない方
⑦ 本人の市民税が非課税の方
⑧ 自動車運転免許証をお持ちでない方
※ 運転免許証があっても特別な理由により運転することができない状態である場合などは、対象となる場合があります。
⑨ 特別養護老人ホームなどの施設に入所中 (または病院に入院中) でない方
「申請方法」 生活支援課 (春日庁舎内)、市役所市民課、各支所にある申請書に必要事項を記入の上、提出してください。
☎ 生活支援課 (春日庁舎内) ☎ 74 - 0222